

**PCB廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果**

〈調査対象〉

都道府県、PCB特措法第19条第1項に規定する政令市（全110自治体）

〈調査の時期〉

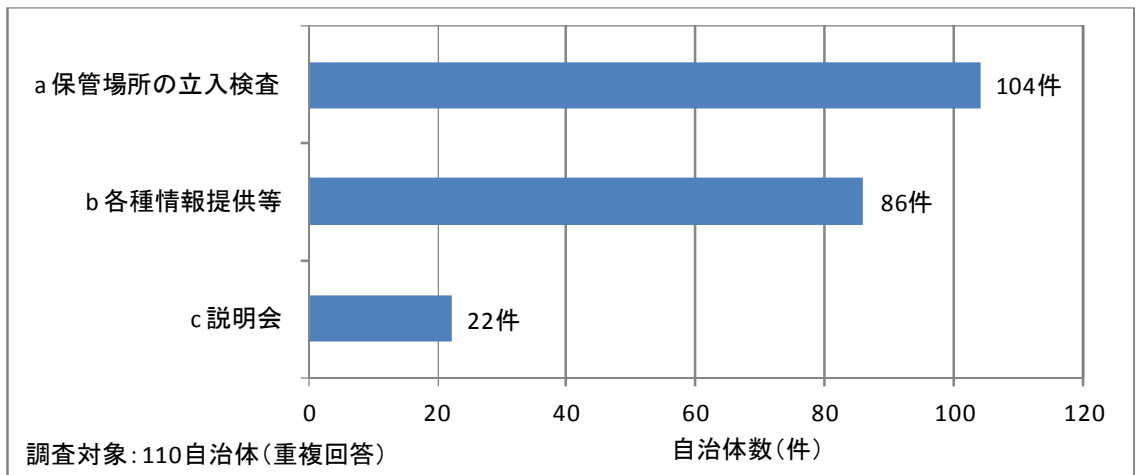
平成23年9月

1. 保管事業者への指導・助言

① PCB廃棄物の保管事業者に対して、どのような指導を行っているか。  
(該当するものをすべて選択)

調査対象 110自治体（重複回答）

a 保管場所の立入検査（法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等を含む）	104自治体
b 通知・事務連絡等による各種情報提供・お知らせ	86自治体
c 適正保管等に関する説明会	22自治体



② 保管事業場への立入検査について、どのような体制で行っているか。

【立入検査の体制】

調査対象 110自治体（重複回答）

本庁の職員	71自治体
出先機関の職員	44自治体
PCBに関する専門的な職員等	7自治体

（具体的な回答内容）

- PCB廃棄物適正処理推進員（通称PCB Gメン）4名を採用して実施
- PCBに関する専門的な職員や非常勤職員を採用して実施
- 警察OBの嘱託員が同行して実施

③ 保管事業場への立入検査について、どのような頻度で行っているか。

【立入検査の頻度】（注記：立入検査の頻度の区分は、回答の集計にあたり環境省において設定）

調査対象 110自治体（重複回答）

全保管事業所に対して	毎年実施	13自治体
	2～3年毎実施	21自治体
	4～5年毎実施	16自治体
	長期・不定期に実施	8自治体
	過去に実施	6自治体
全保管事業者ではないが、対象を限定して実施		44自治体

（具体的な回答内容）

- 「すべての事業所に毎年1回立入検査を行う」など年1回程度の実施を目標としている都道府県市が13あった。また、「2年に1回程度」、「3年に1回程度」という回答が計21あった。
- 一方で、「10年に1回程度」という回答や、「数年前に立入検査を行って以降は未実施」という回答、「不定期で問題が発生した場合にのみ行っている」など、頻度が少ない回答も散見された。

④ 保管事業者に対し、どのような指導・助言をしているか。

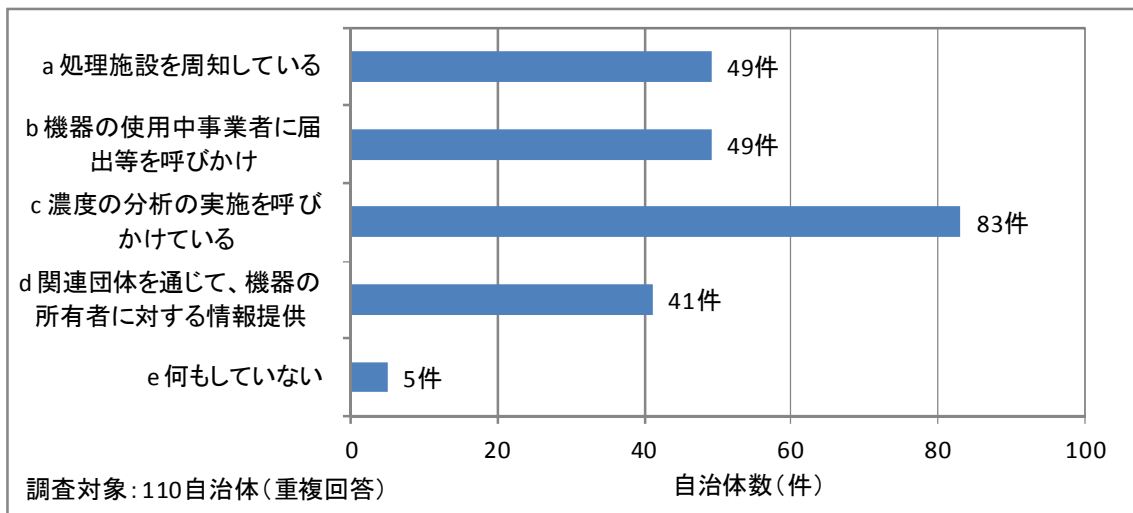
(具体的な回答内容)

- P C B 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく届出の案内については、70 程度の都道府県市において、保管事業者への文書送付等による通知を行っていた。  
(中には、前年度の届出内容を印字したものを同封している事例や、届出様式や記載要領を同封している事例があった。)
- 10 程度の都道府県市において、J E S C O への登録を促す内容を通知していた。
- 適正な保管について、保管方法を具体的にお知らせしている事例や、P C B 廃棄物に関するパンフレットを送付している事例があった。
- 安定器を解体しないよう連絡している事例が複数あった。
- 無害化処理認定事業者の情報についてお知らせしている事例が複数あった。
- 無料回収業者からの引き合いがあっても譲渡しないように指導している。
- 所有者が高齢の場合、破産している場合など、紛失等の適正保管が困難となるおそれのある事例については、順序を早めて処理するよう J E S C O と調整している。

⑤ 微量PCB汚染廃電気機器等を所有している事業者（使用中を含む）に対して、指導・助言、支援していることがあるか。  
（該当するものすべて選択）

調査対象 110自治体（重複回答）

a 処理施設を周知している（無害化処理認定業者に関する情報提供を行っている）。	49自治体
b 使用中の機器に関する情報を把握し、当該事業者へ届出等を呼びかけている。	49自治体
c 濃度の分析の実施を呼びかけている。	83自治体
d 電気保安協会や商工関係団体など関連団体を通じて、トランス・コンデンサ等の所有者に対する情報提供を行っている。	41自治体
e 何もしていない。	5自治体



## 2. PCB廃棄物特別措置法第8条の違反

① PCB特措法第8条（保管・処分状況の届出）の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、件数及びその事案の内容。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (9月時点)	合 計
違反事案があると回答した自治体数	29	26	32	27	/
違反事案数	1,494	930	1,133	677	4,234

- ・毎年 100 件以上の違反事例があると回答している自治体がある一方で、平成 20～23 年の間に違反事案が 1 件もないと回答している自治体があった。（都道府県市の間で、違反事案として整理する考え方が異なると考えられる）

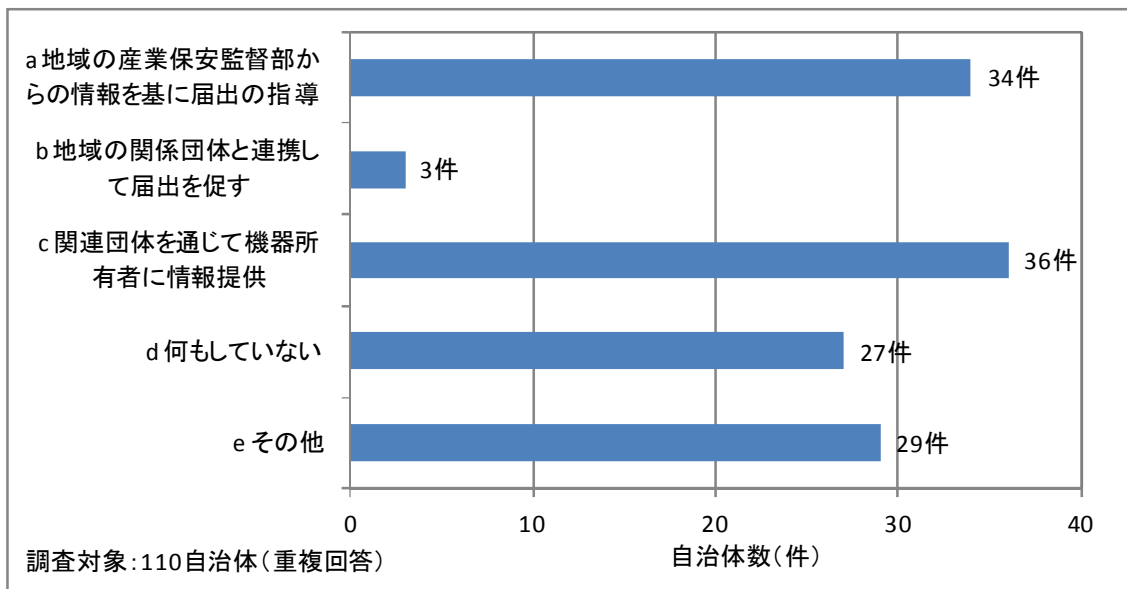
### （具体的な事案の例）

- PCB 廃棄物の処理責任が排出事業者にあるということを理解せず、保管状況等の届出を拒否する者がいる。
- 倒産、廃止された事業者で、機器の行方もわからず、誰にも連絡がとれない。
- 保管事業者が死亡し、相続者が係争中のために届出義務者が確定しておらず、届出を行うことができないとの相談があった。
- PCB 廃棄物の相続を拒否している者がいる。
- 倒産し、土地・建物は不動産競売により別事業者へ所有権移転されているが、PCB 廃棄物については競売に含まれていないと主張する保管事業者がおり、届出を拒否している。
- トランス等を回収した金属回収業者が行政の指導に従わず、当該 PCB 廃棄物を譲渡したため行政が告発。
- 保管者が高齢で認知症になり、PCB の手続き等全てを拒否されてしまい、連絡することすらできない。
- 倒産した会社の関係者が PCB 機器の保管を無理やりさせられており、届出や処理責任を固辞している。
- 法人の移転等により連絡がつかなくなり、特措法第 8 条に基づく届出を提出しない事業者が 100 件程度存在する。

② PCB特措法第8条に基づく届出をしていない事業者の掘り起こし等についてどのようなことを行っているか。(該当するもの複数選択)

調査対象 110自治体 (重複回答)

a 各地域の産業保安監督部（経済産業省の出先機関）から電気関係報告規則の届出者に関する情報提供を受け、廃棄時点でのPCB特措法の届出を行うよう指導している。	34自治体
b 地域の商工関係団体などと連携して、未届出者に届出をするよう促している。	3自治体
c 電気保安協会や商工関係団体など関係団体を通じて、トランス・コンデンサ等の所有者に対する情報提供を行っている。	36自治体
d 何もしていない。	27自治体
e その他	29自治体



(具体的な回答内容)

- 倒産情報を入手し、未登録の可能性のある事業者でないか確認している。
- 建設リサイクル法所管部局と連携を図り、建築物解体時に、PCB廃棄物が発見された場合に、届出するよう指導をお願いしている。
- 平成21年度、市内事業所を対象に未届出事業者の掘り起こし調査を実施した。
- 産業保安監督部から使用中機器に関する情報提供を受け、使用中事業者への通知を予定している。
- 電気保安協会からトランス・コンデンサ等の所有者の情報を提供してもらい、所有事業者に対して立入調査を行った。電気保安協会に、所有者に対する分析・届出に関する周知を依頼している。
- 過去の届出事業場およびJESCOの登録事業場リスト等を参考に、未届業者の調査、

指導を行っている。

- 産業廃棄物排出事業者研修会において、P C B廃棄物の処理について説明し、未届け保管事業所の掘り起こしを行った。
- 市報にて未届出者に届出をするよう促している。

### 3. 倒産した保管事業者等への対応について

保管事業者が倒産するなどして適正な処理が（保管、処分等）が見込めない事案

#### （事 例）

- 破産管財人・破産財団が保管・処理を行うよう指導しているケースがある。
- 競売により取得した土地・建物にP C B廃棄物が含まれていてやむなく競落者が保管しているケース
- 清算が済んでしまっている場合など、資力がなく処理できないケース
- 資力がなく場合、指導しても開き直られるケース
- やむなく県が保管しているケース
- 自らの土地に不法投棄されやむなく当該土地の所有者が保管しているケース
- 都道府県市の調整により優先的に処理するよう調整している。

## 4. PCB廃棄物対策に関する意見

### ① 紛失・不適正処理への対策

- 不動産に付帯するPCB含有機器が不動産と併せて取引されるケースが散見される。不動産業界への周知徹底について検討していただきたい。
- PCB廃棄物を所有する事業者が破産した場合には競売となることが多く、これまで届出があったPCB廃棄物の適正処理の観点からも、PCB廃棄物の情報を重要事項説明として明記されるよう取りはからっていただきたい。
- PCB廃棄物については、譲り受け・譲り渡し禁止（罰則あり）になっているが、紛失した場合の罰則等の規定がないので設けるべき。

### ② 微量PCB汚染廃電気機器等

- 微量PCBの処理費用についても、中小企業に対する負担軽減策を検討すべき。
- 微量PCB汚染廃電気機器等の廃棄に当たっては、使用中に管理をしていた電気主任技術者が、PCB廃棄物かどうかの判断をしているケースが多い。電気主任技術者は、PCB廃棄物に関する知見が十分でない場合があり、これらの者の理解の増進等について所管省へ要望してほしい。

### ③ 使用中機器

- 使用中の機器についても期限内処理されるよう国からも事業者への周知をすべき。
- PCB含有のおそれがある機器を電気回路から切り離した際に、PCB含有の有無について調査することを義務付けるべき。
- 使用中の機器は廃棄物でないため、期限内処分の法的根拠に乏しく指導が困難。使用中の機器に対する使用期限設定等の法的な整理を検討すべき。
- 使用中の電気機器のうち、PCBの混入が判明しているものについては、取り外し又は使用禁止を義務化すべき。
- 使用中の機器は電気事業法に基づいて届出されているものもあるので、電気事業法の所管部局から所有者や電気管理者に対して、PCBの分析をするように通知を出すことについて要望していただきたい。
- 使用中のPCB含有物については、報告義務がなく、廃棄予定年月も不明であるため実数が不明。

### ④ 困窮者対策

- 倒産等により保管・処分が困難となった事業者に対する救済策を検討すべき。
- 処理困難者に対しての処理費用補助がないと、不法投棄等を誘発する恐れがあるため、早急な救済措置を望む。
- 年金生活を送っている人などに対しては、さらなる割引等、負担軽減について検討願いたい。
- 処分料金のみでの助成ではなく、運搬料金にも基金を活用すべき。
- 事業を廃止した者への基金による追加助成などを行うべき。



- 法人の廃止や、義務者が死亡した案件等については、自治体が1カ所に集めて保管していれば管理が容易になると思われる。
- 破産者が所有する微量機器の優先受け入れ枠を設定してほしい。

#### ⑤ その他

- 地方公共団体が保管を余儀なくされたPCB廃棄物の処理費用にかかる国からの財政支援制度の創設。
- 微量PCBの把握について、自治体通知ではなくテレビ等による大々的な周知。